

岡山地方裁判所刑事部

**刑事裁判における
個人情報保護（被害者保護）**

刑事裁判における 個人情報保護（被害者保護）

第1 証人尋問時の配慮

遮へいの措置（刑訴法157条の3）

ビデオリンク方式（刑訴法157条の4）

第2 被害者特定事項の秘匿

秘匿情報を公開法廷で明らかにしない

（刑訴法290条の2）

第3 再被害が生じないための配慮

被害者氏名等の匿名化など（運用）

第1 証人尋問時の配慮

犯罪被害者保護法制定時の
刑事訴訟法改正



遮へいの措置（刑訴法157条の3）

ビデオリンク（刑訴法157条の4）

第1 証人尋問時の配慮（遮へいの措置）



第1 証人尋問時の配慮(ビデオリンク)

法廷内の状況



別室（証人）の状況

※イメージ

第2 被害者特定事項の秘匿

1 秘匿決定（刑訴法290条の2）

被害者の氏名,住居,職業,生年月日など,
秘匿すべき事項を法廷で明らかにしない

2 具体例

- ① 起訴状の読替え（刑訴法291条2項）
- ② 証人尋問時の人定質問などの配慮

第3 被害者氏名等の匿名化

逗子ストーカー殺人事件

逮捕状に記載してあった，被害者の結婚後の姓と住所の一部が，被疑者に知れたことにより，殺人事件へと発展した事件



**<教訓> 再被害の可能性をなくすための
配慮の徹底**

第3 被害者氏名等の匿名化

具体例

- 1 調書等への特定事項の一部記載省略
(又は一部質問省略)
- 2 検察官への配慮依頼 (証拠の提出)
- 3 弁護士への協力要請 (謄写)